

あなたは大丈夫？

考えよう。空き家の問題

そもそも空き家とは？

おおむね1年以上、家主が不在、または使われていない建物や敷地のこと。

さらに空き家のうち…

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるもの。
 - ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがあるもの。
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているもの。
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるもの。
- ①～④に該当する空き家で、市が認定したものを「特定空家等」といいます。

また、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等を「管理不全空家等」といいます。



空き家を放置すると、こんな問題が…！

無施錠による
不法侵入



放火による
火災



老朽化や自然災害による
建物の倒壊



害獣や害虫の巣ができ、
動物が住みつく



雑草や庭木が伸び放題になり
隣地や道路に飛びだす

指導・勧告で改善されない場合、住宅用地の特例措置解除となり、**固定資産税が増える**可能性があります！

管理不全空家等・特定空家等と判断されると、行政より指導・勧告が行われます。

勧告で改善されない場合、これまで受けられていた固定資産税の優遇措置(最大 1/6 まで減額)が解除され、固定資産税が増える可能性があります。

早めの対策、早めの解決で安心した生活を。お気軽にお問合せください。

問合せ先

【可児市役所施設住宅課】

岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL.0574-62-1111(代表)

空き家に関する総合案内 <https://www.city.kani.lg.jp/21894.htm>





不動産取引・空家等相談会



不動産の取引や管理等に関する問題について、月初(1月を除く)に無料相談窓口を開設しています。皆さんからの相談に専門家がアドバイスしますので、お気軽にご利用ください(要予約)。なお、実際に業務を依頼することはできませんのでご了承ください。

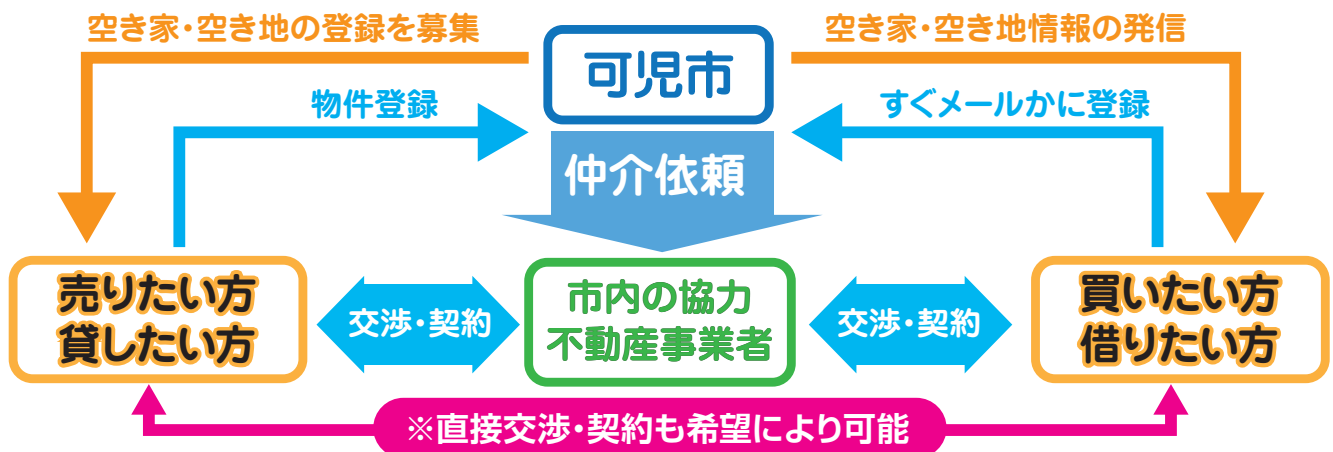


空き家・空き地バンク



市内の空き家や空き地を「売りたい」「貸したい」人と、「買いたい」「借りたい」人の橋渡しの場として、空き家・空き地バンクを設置しています。物件登録の流れや必要書類等については、市HPをご覧ください。

制度のイメージ図



可児市空き家・空き地活用促進事業助成金

市内の空き家を売買または賃貸を目的としてリフォームまたは除却する工事に助成金を交付します(予算に達し次第終了)。詳しい条件や申請に必要な書類等は市HPをご覧ください。



対象空き家(次の項目を全て満たすこと)

- 可児市内にある空き家
- 入居者(予定者を含む)が決まっている空き家または、土地の売却・賃貸目的で除却する空き家

対象者(次の項目を全て満たすこと)

- 工事をを行う空き家の所有者または入居者(予定者を含む)
- 可児市の市税を滞納していない

対象工事(次の項目を全て満たすこと)

- 工事費が税抜50万円以上であり、着手前の工事
- 市内に本社を有する事業者や市内で事業を営む個人事業者が行う工事
- 申請日の属する年度の2月末日までに完了届を提出できる工事

助成額

- 工事費の10%相当額(上限10万円)
昭和56年5月31日までに着工した住宅の除却に限り、工事費の30%相当額(上限30万円)